なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

エ　４の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　医師国家試験受験資格の認定書の写し（医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月２日（月曜日）から同年11月30日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、医師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月30日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

イ　４の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、15,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月25日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、医師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月16日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに医師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

医師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する医師国家試験運営臨時事務所とする。

医師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県 熊本県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

歯科医師国家試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条第１項の規定により、第120回歯科医師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年７月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年１月30日（土曜日）及び31日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験内容　臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者に限る。ただし、令和８年４月１日より前に卒業した者は、この規定にかかわらず歯科医師国家試験を受験することができる。）（令和９年３月９日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（令和９年３月９日（火曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。